

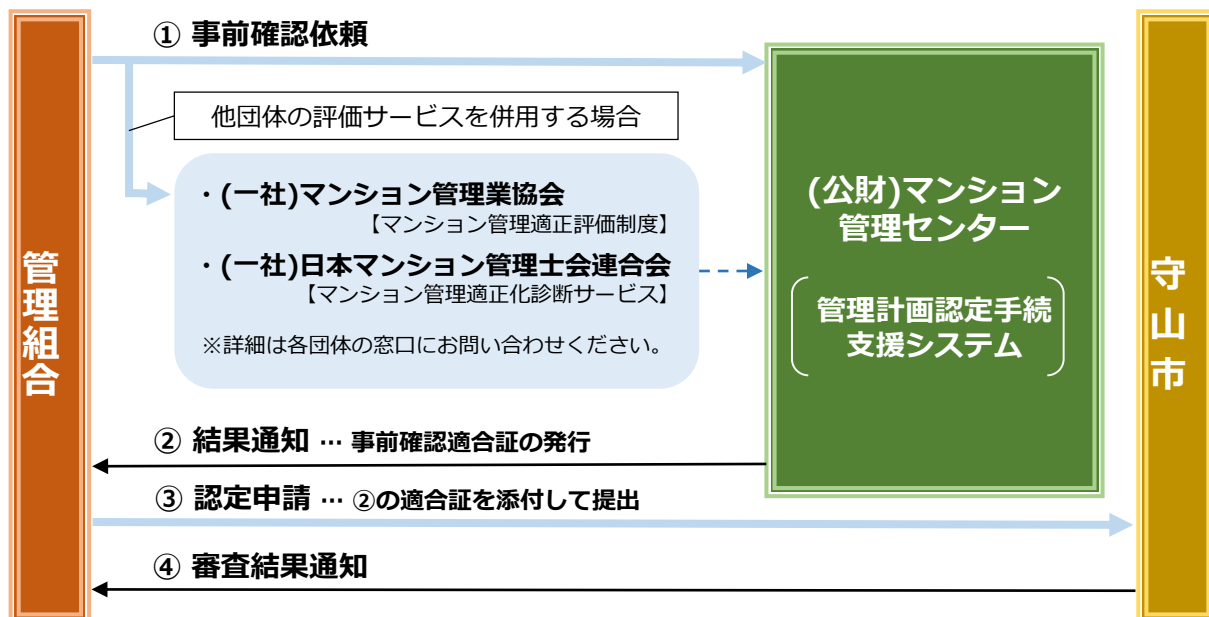
守山市マンション管理計画認定制度

マンション管理適正化法の改正（令和4年4月施行）により、分譲マンションの管理規約、修繕計画などが国の定める基準を満たす場合、「管理計画認定マンション」として認定を受けることができるようになりました。（※認定の基準は、裏面をご確認ください。）

認定のメリット

- ◆ 区分所有者の管理への意識を高く保ち、管理水準の維持・向上につながります。
- ◆ 認定を受けたマンションとして、市場で高く評価されることが期待できます。
- ◆ 住宅金融支援機構の「フラット35」や「マンション共有部分リフォーム融資」の金利引下げの措置が受けられます。
- ◆ マンションだけでなく、周辺の住環境の維持・向上にも寄与します。

認定を受ける手順



※ 守山市への申請に先立ち(公財)マンション管理センター による事前確認を受けてください。

※ 守山市への申請は無料です。事前確認にかかる費用については各団体にお問い合わせください。

認定申請の事前確認について

事前確認の方法については、(公財)マンション管理センターのホームページをご覧ください。

⇒ HP <https://www.mankan.or.jp/>



認定制度に関する相談窓口

認定制度に関する相談窓口として、(一社)マンション管理士連合会によるマンション管理計画認定制度相談ダイヤルが開設されていますので、ご活用ください。

⇒ 電話 **03-5801-0858** 午前10時から午後5時まで（※土日・祝日を除く）

認定基準と提出書類

認定基準	提出書類
(1) 管理組合の運営	
管理者等が定められていること	・ 管理者等の選任を決議した総会の議事録の写し
監事が選任されていること	・ 監事を置くことを決議した総会の議事録の写し
総会が年1回以上開催されていること	・ 申請日の直近に開催された総会の議事録の写し
(2) 管理規約	
管理規約が作成されていること	・ 管理規約の写し
管理規約において、災害時等の緊急時や管理上必要な時の専有部分の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること	
管理規約において、管理状況の情報取得の円滑化のため、管理組合の財務・管理に関する情報の書面交付（または電子交付）について定められていること	
(3) 管理組合の経理	
管理費および修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること	・ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の総会において決議された管理組合の貸借対照表および収支決算書
修繕積立金の会計から他の会計への充当がされていないこと	
直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納者が全体の1割以内であること	・ 当該直前の年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額が確認できる書類 ・ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の総会において決議された管理組合の貸借対照表および収支決算書
(4) 長期修繕計画の作成および見直し等	
長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容およびこれに基づき算定された修繕積立金額について総会にて決議されていること	・ 長期修繕計画の写し ・ 当該長期修繕計画の作成・変更を決議した総会の議事録の写し
長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること	・ 当該長期修繕計画の作成・変更を決議した総会の議事録の写し
計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること	・ 長期修繕計画の写し
将来における一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと	・ 長期修繕計画の写し
長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと	・ 長期修繕計画の写し ・ 建築基準法に基づく確認済証および検査済証の写し
長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっていること	・ 長期修繕計画の写し
(5) その他	
管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡先に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えるとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること	・ 名簿を備えるとともに、年1回以上更新していることを確認することができる書類